

募集要項等の改訂 新旧対照表

実施方針

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P10 第2.2 表2.1内 2025 (R7)	P10 第2.2 表2.1内 2026 (R7)
P29 別紙3 リスク分担表 10 上記以外は、運営権者の負担とする。	P29 別紙3 リスク分担表 10 上記以外は、町と運営権者は利用料金設定割合の変更について協議する。

募集要項

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P9 第2（12）② ・・・必要に応じ改定を行う。 (削除) なお、併せて・・・	P9 第2（12）② ・・・必要に応じ改定を行う。 運営権者は、隨時、料金改定に関して町に提案できるものとし、運営権者から提案があった場合には、町と運営権者は協議を行う。 なお、併せて・・・
P10 第2（12）⑥イ ・・・利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業及び附帯事業に関する費用が、・・・	P10 第2（12）⑥イ ・・・利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、・・・
P11 第2（12）⑦イ ・・・料金期間における義務事業及び附帯事業に関する費用が・・・町及び運営権者は、利用料金の臨時補正を行うことができる。	P11 第2（12）⑦イ ・・・料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が・・・町及び運営権者は、利用料金の臨時補正を行うことができる。
P14 第3.2 表3.1内 2025 (R7)	P14 第3.2 表3.1内 2026 (R7)

実施契約書（案）

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P4（本事業開始前に町が行う運営権設定対象施設の維持管理等）第10条 ・・・通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、町が費用を負担する。	P4（本事業開始前に町が行う運営権設定対象施設の維持管理等）第10条 ・・・通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、町及び運営権者は当該増加費用の負担につき協議する。
P5（運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等）第11条 4 ・・・当該瑕疵が運営権者による本事業の運営に重大な悪影響を与える場合に限り、前三項の規定を準用する。	P5（運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等）第11条 4 ・・・当該瑕疵が運営権者による本事業の運営に重大な悪影響を与える場合に限り、第1項及び第2項の規定を準用する。

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P18（ストックマネジメントに係る検討）第33条 4 ・・・当該改築計画の対象となる当該事業期間における改築に関する業務に要する費用の総額として全体改築実施覚書に記載された金額以内の額としなければならない。	P18（ストックマネジメントに係る検討）第33条 4 ・・・当該改築計画の対象となる当該事業年度における改築に関する業務に要する費用の総額として全体改築実施覚書に記載された金額以内の額としなければならない。
P19（全体改築実施覚書、中期改築実施覚書、年間改築実施覚書）第34条 6 ・・・当該変更の方式については、運営権者の提案に基づき町及び運営権者の間において協議し、町が決定する。	P19（全体改築実施覚書、中期改築実施覚書、年間改築実施覚書）第34条 6 ・・・当該変更の方式については、町が別途定めるものとする。
P22（町の部分払）第43条 ・・・年間改築実施覚書に定められた出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年間改築実施覚書に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第5項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を当該事業年度の12月15日までに請求することができる。 6 ・・・当該改築に関する業務の出来高に達することが・・・	P22（町の部分払）第43条 ・・・年間改築実施覚書に定められた出来形以上である場合、当該出来形に対応する費用として当該年間改築実施覚書に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第5項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。 6 ・・・当該改築に関する業務の出来形に達することが・・・
P24（使用料等及び利用料金設定割合の改定）第46条 4 ・・・利用料金設定割合の改定を行う。ただし、協議が整わない場合、町は、利用料金設定割合を定めるものとし、運営権者はこれに異議を述べない。	P24（使用料等及び利用料金設定割合の改定）第46条 4 ・・・利用料金設定割合の改定を行う。
P24（利用料金設定割合の定期改定）第47条 2(2) ・・・利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業及び附帯事業に関する費用が・・・	P24（利用料金設定割合の定期改定）第47条 2(2) ・・・利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が・・・
P25（利用料金の臨時補正）第48条 2(2) ・・・又は税制の変更によって、義務事業及び附帯事業に関する費用が・・・	P25（利用料金の臨時補正）第48条 2(2) ・・・又は税制の変更によって、義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が・・・
P59別紙2-2 物品譲渡契約書（危険負担）第7条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができる。ただし、当該請求が、譲受人の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。	P59別紙2-2 物品譲渡契約書（危険負担）第7条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。
P74別紙6-1 全体改築実施覚書（改築に関する業務に要する費用）第2条 第3期（令和18年度から令和22年度）：金●円	P74別紙6-1 全体改築実施覚書（改築に関する業務に要する費用）第2条 第3期（令和17年度から令和22年度）：金●円
P82別紙6-3 年間改築実施覚書 注釈9 完了前の工事・業務は、出来高の10分の9以内の額が支払い対象になります。	—

基本協定書（案）

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
<p>P2</p> <p>以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。【※第1条から第6条は、本協定締結後速やかにSPCを設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存のSPCを活用する場合は内容を修正します。】</p>	<p>P2</p> <p>以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。</p>
<p>P2（定義）第1条</p> <p>（6）・・・優先交渉権者の回答（書面による回答（町に提出された書類を含む。）及び口頭による回答（後日文書化したものに限る。）を含む。）を含む。）をいう。</p>	<p>P2（定義）第1条</p> <p>（6）・・・優先交渉権者の回答（書面による回答（町に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）を含む。）をいう。</p>
<p>P3（SPCの設立）第4条</p> <p>・・・町に提出しなければならない。（削除）</p>	<p>P3（SPCの設立）第4条</p> <p>・・・町に提出しなければならない。【※本条は、本協定締結後速やかにSPCを設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存のSPCを活用する場合は内容を修正します。】</p>
<p>P4（SPCの株主）第5条</p> <p>・・・かかる出資に対応する普通株式の割り当てを受けるものとする。（削除）</p>	<p>P4（SPCの株主）第5条</p> <p>・・・かかる出資に対応する普通株式の割り当てを受けるものとする。【※本条は、本協定締結後速やかにSPCを設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存のSPCを活用する場合は内容を修正します。】</p>
<p>P8（実施契約の不成立）第9条</p> <p>3 町及び構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、・・・</p>	<p>P8（実施契約の不成立）第9条</p> <p>3 町及び構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について町議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、・・・</p>
<p>P12別紙2 株主誓約書の様式</p> <p>4 SPCが、新たに株式を発行しようとする場合、・・・</p>	<p>P12別紙2 株主誓約書の様式</p> <p>4 SPCが、新たに普通株式を発行しようとする場合、・・・</p>

要求水準書（案）

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
<p>P1 第1.1</p> <p>・・・要求する業務の水準を示すものである。</p> <p>（削除）</p>	<p>P1 第1.1</p> <p>・・・要求する業務の水準を示すものである。</p> <p>本要求水準書（案）に対し、民間事業者等より幅広く意見を受け付け、意見収集の結果等を踏まえて、本事業に係る募集要項等の公募書類を策定する予定である。</p>
<p>P10 第2.1（2）③</p> <p>・・・、運営権者が自らの責任において受託者等を適切に管理すること。</p>	<p>P10 第2.1（2）③</p> <p>・・・、統括管理者が自らの責任において受託者等を適切に管理すること。</p>

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
<p>P11 第2.2（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については「第3 維持管理に関する要求事項」の維持管理計画書の概要を取りまとめること。 ・改築については、「第4 改築に関する要求事項」の改築計画書の概要を取りまとめること。 	<p>P11 第2.2（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については「第3 維持管理に関する要求事項」の運転管理計画書及び保全管理計画書の概要を取りまとめること。 ・改築については、「第4 改築に関する要求事項」の改築計画書及び工事計画書の概要を取りまとめること。
<p>P12 第2.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・また、運営権者はセルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング報告書を町に提出すること。 	<p>P12 第2.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・また、運営権者はセルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング結果報告書を町に提出すること。
<p>P14 第2.10（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・また、地元や地域の企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、町に提出すること。 	<p>P14 第2.10（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・また、地元企業の利活用目標を自らが定め、実施計画を策定し年間事業計画書に盛り込み、町に提出すること。
<p>P19 第3.4（2）①</p> <p>各種検査の内容は、以下に掲げる事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山浄化センター水質試験、脱水汚泥試験 ・葉山浄化センター・葉山中継ポンプ場臭気測定 	<p>P19 第3.4（2）①</p> <p>各種検査の内容は、以下に掲げる事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山浄化センター水質試験、脱水汚泥試験 ・葉山浄化センター臭気測定
<p>P19 第3.4（2）①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山浄化センター・葉山中継ポンプ場周辺及び場内の臭気管理として、臭気測定を行い、関係法令の規制値以下となるよう運転管理を行うこと。 <p>（なお書き削除）</p>	<p>P19 第3.4（2）①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉山浄化センター・葉山中継ポンプ場周辺及び場内の臭気管理として、臭気測定を行い、関係法令の規制値以下となるよう運転管理を行うこと。なお、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の脱臭剤の交換時期は、臭気測定結果を基に事業者が提案し、町が承認した時期とする。
<p>P20 第3.4（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力については、再生可能エネルギー由来電力の利用を行い、温室効果ガス削減に努めること。また、ガス等もカーボンフットプリントを踏まえた調達を検討し、温室効果ガス削減に努めること。 	<p>P20 第3.4（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力については、再生可能エネルギー由来電力の利用を行い、温室効果ガス削減に努めること。また、ガス、水道等もカーボンフットプリントを踏まえた調達を検討し、温室効果ガス削減に努めること。
<p>P22 第3.5（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。なお、修繕内容、修繕金額等を町に報告するものとする。 	<p>P22 第3.5（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。なお、事後速やかに修繕内容、修繕金額等を町に報告するものとする。
<p>P22 第3.5（2）</p> <p>（削除）</p>	<p>P22 第3.5（2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障、不良、破損の状況が運営権者では対応できない場合は、異常報告書及び図面を添付して報告を行い町へ復旧依頼を行うこと。
<p>P24 第3.6（3）</p> <p>②下水道設備台帳システムへの情報入力</p> <p>運営権者は、各種業務（運転管理業務、保全管理業務、その他）で得た情報のうち、対象施設の維持管理状況を把握する上で必要な情報を、町所有の下水道設備台帳システムに入力すること。</p>	<p>P24 第3.6（3）</p> <p>②下水道維持管理情報システムへの情報入力</p> <p>運営権者は、各種業務（運転管理業務、保全管理業務、その他）で得た情報のうち、対象施設の維持管理状況を把握する上で必要な情報を、町所有の下水道維持管理情報システムに入力すること。</p>

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P28 第4.3（2） 運営権者は、修繕・改築計画に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。	P28 第4.3（2） 事業者は、修繕・改築計画に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。
P28 第4.3（3） 運営権者は、町が作成するストックマネジメント計画及び補助要望資料の作成を支援し、必要となる資料の提供を行うこと。	P28 第4.3（3） 事業者は、町が作成するストックマネジメント計画及び補助要望資料の作成を支援し、必要となる資料の提供を行うこと。
P32 第4.7（4）③ 運営権者は、工事情報、設備情報等の内容について、町所有の下水道設備台帳システムに入力すること。 データの入力は工事完了後、速やかに行うこと。入力内容は完成図書等と充分照合し、その内容に誤りがないようにすること。	P32 第4.7（4）③ 運営権者は、工事情報、設備情報等の内容について、町所有の下水道維持管理情報システムに入力すること。 データの入力は事象を確認後、速やかに行うこと。また、入力内容は、計測結果等と充分照合し、その内容に誤りがないようにすること。

様式及び作成要領

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
P5 第3 (削除)	P5 第3 様式6-5（提案概要書）

別添Word様式1～7（様式集）

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
様式6-3（収支計画と算定根拠） (削除)	様式6-3（収支計画と算定根拠） ※提案額の内訳、工事費内訳は、算定根拠とともに添付資料として提出すること。

別添Excel様式6-3（収支計画案）

新（令和7年12月16日改訂版）	旧（令和7年10月10日公表版）
(5)運営費用提案額 <u>町歳入予測</u> 下水道使用料（値修正） 利用料金収入（値修正）	(5)運営費用提案額 <u>町歳入予測</u> 下水道使用料 利用料金収入